

新ごみ処理施設 PFI 導入可能性調査、環境影響評価及び事業者選定業務委託(別府・檜合)の 公募型プロポーザル実施説明書

第1 目的

この実施説明書は、「新ごみ処理施設 PFI 導入可能性調査、環境影響評価及び事業者選定業務委託(別府・檜合)」の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を説明するものである。

第2 業務の概要

1 業務名

新ごみ処理施設 PFI 導入可能性調査、環境影響評価及び事業者選定業務委託(別府・檜合)

2 業務期間

契約締結の日から 令和7年3月31日までとします。

3 業務内容

- (1) PFI 等導入可能性調査業務
- (2) 環境影響評価業務(現地調査、予測及び評価)
- (3) 新施設事業者選定業務

4 担当部局

大里広域市町村圏組合 建設準備課

第3 調達業務の提案上限価格

451,275千円(消費税及び地方消費税を含む)

第4 参加資格

- 1 参加申込日において、次に掲げる事項をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則における「設計・調査・測量」のうち「建設環境」の「環境調査・計画」に関する資格者名簿に登録されている者。
 - (2) 深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則における「設計・調査・測量」のうち「建設環境」の「環境調査・計画」に関する資格者名簿に登録されている者。

(3) 寄居町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則における「設計・調査・測量」のうち「建設環境」の「環境調査・計画」に関する資格者名簿に登載されている者。

(4) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会及び一般社団法人日本環境アセスメント協会に登録されていること。

(5) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に登録されていること。

(6) 企業として公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設に関する以下に示す業務の完了実績を複数有すること。

ア PFI 等導入可能性調査

イ 環境影響評価業務（調査、予測及び評価）

ウ 建設工事発注支援業務

(7) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と十分な経験を有する、次の資格を持つ技術者をそれぞれ配置できること。（本業務の公告日現在3か月以上の雇用関係にある者に限る）なお、同一人物が兼ねることはできないものとする。

ア 管理技術者

廃棄物処理技術責任者及び環境影響評価責任者に準じる。なお、業務実績については、管理技術者としての実績を有すること。

イ 廃棄物処理技術責任者

技術士（総合技術監理部門-衛生工学 廃棄物資源循環に関する専門分野）、技術士（衛生工学部門 廃棄物・資源循環に関する専門分野）のうち、いずれかの資格を有すること。また、公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設のPFI等導入可能性調査又は建設工事発注支援業務の完了実績を複数有すること。

ウ 環境影響評価責任者

技術士（総合技術監理部門-建設 建設環境に関する専門分野）、技術士（建設部門 建設環境に関する専門分野）のうち、いずれかの資格を有すること。また、公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設の環境影響評価業務（調査、予測及び評価）の完了実績を複数有すること。

エ PFI 等業務責任者

廃棄物処理施設に関するPFI等導入可能性調査又は建設工事発注支援にかかり、財務及び法務にかかる見識を有する者とする。また、公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設のPFI等導入可能性調査又は建設工事発注支援業務の完了実績を複数有すること。

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しない者であること。
- 3 大里広域市町村圏組合契約規則（平成20年規則第2号）第20条の2の規定に該当しない者であること。
- 4 構成市町で定める入札参加資格停止等に関する取り決めに基づく指名停止を受けていないこと。
- 5 構成市町で定める契約に係る暴力団排除措置に関する取り決めに基づく入札参加除外を受けていないこと。
- 6 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされているもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされているものでないこと。
- 8 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされているものでないこと。

第5 公募スケジュール

公募にかかるスケジュールは、次のとおりとします。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 公告日 | 令和4年7月 7日（木） |
| 2 参加申込書に対する質問受付期限 | 令和4年7月13日（水）午後3時まで |
| 3 質問に対する回答日 | 令和4年7月19日（火） |
| 4 参加申込書の提出期限 | 令和4年7月26日（火）午後3時まで |
| 5 参加資格確認結果通知 | 令和4年7月28日（木） |
| 6 技術提案書に対する質問受付期限 | 令和4年8月 2日（火）午後3時まで |
| 7 質問に対する回答日 | 令和4年8月 5日（金） |
| 8 技術提案書の提出期限 | 令和4年8月10日（水）午後3時まで |
| 9 プレゼンテーションによる審査 | 令和4年8月17日（水） |
| 10 審査結果通知 | 令和4年8月23日（火） |

第6 手続き等に関する事項

参加申込書等の配布は組合ホームページからダウンロードとします。

大里広域市町村圏組合ホームページ <http://www.osato-k.jp>

1 参加申込書に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和4年7月13日(水)午後3時まで
- (2) 受付場所 大里広域市町村圏組合 建設準備課
- (3) 提出書類 質問書(様式7)
- (4) 提出方法 電子メールによる。
 - ※ 原則として電話での質問には応じない。
 - ※ 書式は質問書(様式7)を使用し、電子メールに添付する。
 - ※ 会社(法人)名、担当部署名、担当者氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを質問書に記載すること。
 - ※ 電子メール受取り後、組合より送信元へ確認メールを送付する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、組合に電話で確認すること。
 - ※ 受付期限に届かなかったメールには回答しない。
- (5) 回答方法 令和4年7月19日(火)に組合 Web サイトに公表する。

2 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和4年7月26日(火)午後3時まで
- (2) 提出場所 大里広域市町村圏組合 建設準備課
- (3) 提出書類 参加申込書(様式1から様式4-4まで)
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参または郵送による。
 - ※ 郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること。
 - ※ パンフレット等の添付書類は別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめるとともに資料一覧を添付すること。
 - ※ 提出書類の作成に係る費用は、参加申込事業者の負担とする。なお、提出された書類の返却は行わない。
 - ※ 参加申込事業者は、参加辞退届(様式6)の提出により、随時参加を辞退することができるので、その場合は直接持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも何ら不利益を伴うことはない。
- (6) 確認結果 参加資格確認結果は令和4年7月28日(木)に通知する。

3 技術提案書に関する質問の受付及び回答(参加資格を確認された事業者のみ)

- (1) 受付期限 令和4年8月2日(火)午後3時まで
- (2) 受付場所 大里広域市町村圏組合 建設準備課

- (3) 提出書類 質問書(様式7)
- (4) 提出方法 電子メールによる。
- ※ 原則として電話での質問には応じない。
 - ※ 書式は質問書(様式7)を使用し、電子メールに添付する。
 - ※ 会社(法人)名、担当部署名、担当者氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを質問書に記載すること。
 - ※ 電子メール受取り後、組合より送信元へ確認メールを送付する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、組合に電話で確認すること。
 - ※ 受付期限に届かなかったメールには回答しない。
- (5) 回答方法 令和4年8月5日(金)に電子メールにて全事業者へ回答する。

4 技術提案書及び見積書の受付(参加資格を確認された事業者のみ)

- (1) 提出期限 令和4年8月10日(水)午後3時まで
- (2) 提出場所 大里広域市町村圏組合 建設準備課
- (3) 提出書類 表紙(様式5)、技術提案書及び見積書(任意様式)
- ※ 技術提案書は1者につき1点とする。
 - ※ 技術提案書の正本は押印のある様式5を表紙とすること。副本は白紙を表紙とし、事業者名等を一切記載しないこと。
 - ※ 技術提案書には事業者が特定できる表現及び表示等を用いないこと。
- (4) 提出部数 技術提案書10部、見積書1部
- (5) 提出方法 持参または郵送による。
- ※ 郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること。
 - ※ 技術提案書等の作成に係る費用は、事業者の負担とする。なお、提出された書類の返却は行わない。
- (6) 技術提案書作成に関する留意事項
- ※ 先に策定している「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想(令和4年2月)」及び「新ごみ処理施設整備基本設計報告書(令和4年3月)」を基礎として技術提案書の作成を行うこと。
- ア 業務の実施方針
- 本業務委託を遂行するために、受託者としての具体的な業務の実施方針を記載すること。

イ 業務スケジュールについて

委託期間を令和4年8月23日から令和7年3月31日として、組合と契約締結した場合の業務の実施手法及び実施スケジュールについて、具体的に記載すること。

ウ 特定テーマに対する提案

各設問に対する対応策等について提案内容を記載すること。なお、「自由テーマ」を踏まえた提案内容とすること。

第7 審査概要

審査については、事業者によるプレゼンテーションを「新ごみ処理施設 PFI 導入可能性調査、環境影響評価及び事業者選定業務委託（別府・榎合）プロポーザル審査委員会」が審査要領に基づき総合評価を行い、その合計点で最上位の事業者を優先交渉権者として特定します。

また、審査結果については、提案書を提出した参加者全員に電子メール及び文書にて通知します。

1 審査基準

(1) 業務の実施方針 (配点：5点)

(2) 業務スケジュールについて (配点：10点)

(3) 特定テーマに対する提案 (配点：45点)

ア 事業スキームの形成にかかる課題認識と対応策

イ 環境影響評価の工程達成に向けた課題と対応策

ウ 事業者選定の入札公告を環境影響評価公告前に実施するリスクと対応策

エ 自由テーマ

(4) プレゼン能力 (配点：10点)

(5) 参考見積 (配点：30点)

2 プレゼンテーション及びヒアリングの場所

大里広域市町村圏組合 熊谷衛生センター 2階大会議室

埼玉県熊谷市西別府583-1

3 審査の詳細

(1) 技術提案書説明 (Power Point可)

技術提案書と別の資料配布は許可するが、技術提案書と異なる内容については評価対象外とする。なお、配布資料は10部用意すること。

(2) 質疑応答

技術提案書、参考見積に関する質問を行う。

(3) 実施時間

事業者提案について50分のプレゼンテーションを実施する。なお、時間配分は提案内容説明30分、質疑応答20分とする。

(4) 出席者

参加人数は、提案事業者1者あたり4名以内とする。なお、管理技術者は必ず出席するものとする。

(5) その他

機器等必要な場合は、提案事業者にて持参すること。ただし、スクリーンは組合で用意する。

4 提出書類の無効

以下の場合、提出書類は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (2) 提案事業者が他人の提案を代理した場合。
- (3) 提案に際して、談合等の不正行為があった場合。
- (4) 見積書の金額及び重要な文字の誤脱があった場合。

5 遵守事項

- (1) 提案事業者は、一部であっても再委託を予定している場合は、提案時に技術提案書に予定再委託先名と再委託範囲を明記すること。
- (2) 本組合から得た資料等及び質疑応答を含め得た情報等を第三者へ情報漏洩を行わないこと。
- (3) 提案を辞退した事業者、または審査の結果、優先交渉権者となりえなかった事業者は、本組合から得た資料等は速やかに確実な方法で処分すること。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに関して、審査委員への事前説明、その他の接触を行うことは一切禁止する。
- (2) 提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提案書類等は返却しないものとするが、提案事業者に断りなく他自治体・他社等に公開又は配布等を行わない。
- (4) 提出書類は、組合組織内での審査のため、写しを作成し配布することがある。
- (5) 審査結果に対して、一切の異議申し立てはできないこととする。
- (6) 優先交渉権者に決定されなかった提案事業者は、書面（任意様式）により非決定の理由について、持参又は郵送により説明を求めることができる。ただし、当該提案事業者の評価点及び順位に限る回答とする。
- (7) 緊急等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合には、本プロポーザルを停止、中止、又は取り消すことがある。この場合において参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあってもその損害を請求できないものとする。

第8 契約締結

優先交渉権者として特定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、次点交渉権者契約締結の交渉を行う。

業務内容については、「新ごみ処理施設 PFI 導入可能性調査、環境影響評価及び事業者選定業務委託（別府・檜合）発注仕様書」を基本とし、プロポーザルにおける提案内容を反映したものとする。

契約手続きに係る詳細については、大里広域市町村圏組合契約規則（平成20年規則第2号 改正平成27年4月27日規則第1号）に従い取り扱うものとする。

第9 提出書類の取り扱い

- 1 提出された技術提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、大里広域市町村圏組合情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- 2 提出のあった技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- 3 技術提案書等の著作権は、提案事業者に帰属する。

- 4 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案事業者が負う。

第10 問い合わせ先及び書類提出先

大里広域市町村圏組合 建設準備課

〒 360-0857

埼玉県熊谷市西別府583-1

TEL 048-532-6631

FAX 048-530-1037

E-mail kensetsu@osato-k.jp